

第五回國會議院

法務委員會文部委員會聯合審査會議錄第一号

昭和二十四年五月十日(火曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

法務委員會

委員長 花村 四郎君

理事北川 定務君 理事小玉 治行君

理事高木 松吉君 理事石川金次郎君

押谷 富三君 眞鍋 勝君

上村 進君

文部委員會

委員長 原 彪君

理事水谷 昇君 理事松本 七郎君

理事稻葉 修君 理事今野 武雄君

理事富次郎君 千賀 康治君

若林 孝義君 渡部 義通君

船田 幸二君

出席政府委員

法務政務次官 山口 好一君

(特別審査局長) 吉河 光貞君

法務廳事務官 柏原 義則君

文部政務次官 横大路俊一君

文部事務官 柴田小三郎君

專門員 村 教三君

專門員 小本 貞一君

專門員 武藤 智雄君

本日の會議に付した事件

出版法及び新聞紙法を廢止する法律案(内閣提出第六五号)

○花村委員長 これより會議を開きます

本日は出版法及び新聞紙法を廢止する法律案について、法務委員會と文部

委員會との聯合審査をいたすことに相なりました。法務委員長である私が委員長職務を行います。本日は部屋の關係で座席が十分ありませんので、適宜御着席をお願いいたします。

まず政府の提案理由の説明を求め、続いて質疑に入りたいと存じますが、質疑は本日の議題について簡単にお願いいたします。なお質疑は通告順によつて許しますから、あらかじめ御通告くださるよう申し添えておきます。それでは政府の提案理由の説明を求めます。山口政府委員。

○山口(好)政府委員 出版法及び新聞紙法を廢止する法律案の提案理由につき、御説明申し上げます。

御承知の通り終戦直後におきまして、言論及び出版の自由を抑制して一切の制限が取除かれたのであります。具体的に申しますれば、昭和二十一年九月二十七日の連合國最高司令官の覚書によりまして、新聞紙法を初め二法令の覚書に抵触する條項の廢止が日本政府に命令されたのであります。

よつて政府は、右のうち新聞紙法を除き、他の十一の法令に対しては、それぞれ同年十月中に正式に廢止の手續をとりました。ただ新聞紙法につきましては、その規定の全部が必ずしも検閲、發禁処分その他言論の自由を抑圧するものばかりでもありませんでしたので、當時内務省と司令部との間におきまして、新聞紙法及び出版法はこれらにかかわるべき適當な法律が制定せられるまでその効力を停止しておき、その

正式の廢止手續はしばらくこれを見合せることとしていたのであります。ちなみに申し上げますが、出版法は前述覚書の中に列挙せられていませんが、その内容を取扱うこととされたのであります。

しかしながら新聞紙法及び出版法の改正の問題は、その後進展せず、そのうちに二十二年五月には出版法に関する事務は文部省に引継がれ、また内務省は同年末をもつて解体せらるるに至りました。なお一昨年刑法の一部分が改正されました際に、猥褻罪の罰の程度が高められ、名誉毀損罪に関する部分に從來の新聞紙法及び出版法の中の規定の一部が取入れられたり、罰の程度が高められたりいたしましたので、今般政府といたしましては新聞紙法及び出版法を正規の手續を経て廢止し、もつて覚書の趣旨の通りに結末をつけることとした次第であります。

法律案の法文自体は、きわめて簡單なものであります。説明の要もないかと存じますが、附則の中で予約出版法の一部を改正いたしてありますので、この点について若干説明申し上げます。元來この予約出版法は、言論、思想の自由を取締るための法律ではなくして、予約購読者たる一般國民を惡徳出版業者から行政的に保護することを目的とするものであります。従つてこの法律を廢止したり、あるいはこれに対して實質的な改正を加えたりすること

は、今後の研究問題であります。ただこの法律の中には出版法を引用している箇所が若干ありますので、今回は出版法の廢止に伴つて当然加えられなくてはならない形式的な改正、すなわち字句の削除または書きかえをこの法律に對して行つただけであります。何とぞよろしく御審議を賜わり、すみやかに可決の運びに至りますようお願いいたします。

○花村委員長 これより通告順により質疑に入ります。今野武雄君。

○今野委員 この措置によりまして言論の自由が確保されるということは、たいへんけっこうなことだと存するのではありませんが、しかし言論の自由を保障する憲法の條項が、これだけによつてはたして確保されるかどうか、ほかにごういうようなものがないかどうかというのを考えてみますと、なお先般政令として出されました團體規正に関する政令において、政党的機關紙やその他については、何がやはり検閲のようなものがあるように見受けられますが、そういう点についてこれも撤廃するといつたようなことが適當でないかと思われませんが、その点はいかがお考えでございませうか。

○山口(好)政府委員 ただいまの御質問であります。これは法務廳の所管に属しておりますが、これは法務廳の所管が、事がやはり關係方面のことでもありますので、ただいま特別審査局の事務官を説明に呼んでおりますから、その説明員が出て参りましてから、さしつかえない範圍でお答えをいたしたいと思ひます。

○今野委員 なお先般石坂洋次郎という文士の書いた小説が何か猥褻であるというふうな理由で、その載つた雜誌が出せなくなつたという事件がありましたが、その際警視廳の当局者のお話では、事前にこういうことがよく連絡してあればこういう目にあわなかつたであろうというふうな談話があつたやうであります。新聞紙にもそのことが取上げてございました。こういうふうなことはやはり何かまだ当局者において當然検閲すべきものという觀念があるように見受けられるのであります。その点はいかがでございませうか。

○山口(好)政府委員 ただいまのお尋ねであります。これは新聞記事に現われたのであります。はつきりしたことはわかりませんが、建前は検閲はできないことに相なつております。

○今野委員 建前は検閲ができないことになつておるが、内々のことはやるという意味でございませうか。

○山口(好)政府委員 はつきりお答えいたします。その点は全然検閲をやつておりません。

○今野委員 そうすると、そういうふうな警視廳の者がもし新聞紙に書いてあるように申したとすれば、それははつきりとその警視廳の者の思い違ひと考えてよろしいか。

○山口(好)政府委員 お説の通りだと思います。

第一類第五号 附屬の三 法務委員會、文部委員會聯合審査會議錄 第一号 昭和二十四年五月十日

○今野委員 この程度で私の質疑を終ります。

○花村委員 松本七郎君。

○松本(七)委員 私の質問はただ一点だけで、先ほど今野君がちよつと最初に指摘されたことを詳細に承りたいと思います。担当の説明員が来られてからすぐやりたいと思っております。それまでしばらくお待ちしております。

○花村委員 憲法上認められておりま

○若林委員 憲法上認められておりま
す言論の自由を、眞に民主的な意味に
おける発展を希望した者といいたしま
して、この出版法及び新聞紙法を廃止
する法律を御提出になりましたことは、
まことにけつこうなことで存する
のであります。しかし現下の日本の
実情に照してみるとき、まことに私た
ちとしては望むことは望むが、一抹の
杞憂を持つところのものであります。
これは不本意ながら持たざるを得ない
のであります。この氣持からいたしま
して、現在のまま無制限に言論の自由
を認め、新聞紙法等を廃止しまして、
その生れて来る結果、將來の見通しと
いうよりなことにいかにいかに考へ
になるか、少くとも改正すべき何らか
の法律を準備もなしにこの議に出られ
ることについては、御当局は上ほど自
信があつてやられると思つてありま
すが、その見通しをひとつ伺つてみた
と思ひます。

○柏原政府委員 現在の段階におきま
しては、麥な書物、猥褻なものが出た
りいたしました。不適当なものも事
出しておりますが、それを今日法的に取
締るものがないので、本を書いたり出
版する者の自衛にまたなければならぬ
のであります。これは現在政府の問題

でもありますが、國會において大いに
これを取上げていたたいで、何らかの
方法で、思想的な統制ということ
は、これはできませんが、大いに取上
げて考えなければならぬ問題だろ
うと思つてあります。ちよつと速記をや
めていただきます。

○花村委員 速記をやめて……
〔速記中止〕

○花村委員 速記を始めてくださ

○若林委員 すでに新しい憲法が施行
せられますとき、それを審議する者の
氣持をいたしまして、名刀を刀の使
い方のわからない者に渡すような氣持
がし、あのときも、すべての者に民主
的な教育と、道義的に心持の上にお
いて眞に民主主義を把握せしめなけれ
ばならないということが前提となつてお
つたと思つてあります。現実にはこ
れに相反しまして、使つべきときにそ
の名刀を使い得ず、みずがらおのれ
の足を切り、手を切り、恐ろしくもみずか
らの手に持つ名刀で首をちぎつてしま
うような事態に立ち至つておるのであ
ります。おそらくこの言論の自由は、
民主主義の健全なる発展のために憲法
が與えたものであります。これが悲
しいかな逆行をいたしておりますこと
について、國家の前途を憂へるところ
のものであります。この法律の廃止と
同時に、眞に國民に民主的な氣持、神

に仕えて行くという氣持、お互い同士
がわれ／＼の基本的人權を守り合ふと
いう氣持が盛り上るような民主教育、
また眞に誤らざる民主的な思想が起り
得ることに万全の措置を講じてみたい
と念願するものであります。

次に、新聞の正誤であります。愚癡

なる新聞はもとよりであります。あ
るいはあやまつて新聞に誤報をするこ
とがあるのであります。中には故意に
やるものもあるのであります。この
誤りたる記事を書かれた者、これによ
つて自由を奪われ、名譽を傷つけられ
る者もあるわけでありまして、憲法に
おいて嚴然として守らうとするところ
の、この名譽のごときを傷つけられた
者に対して、正誤の規定もなくなら
ないわけでありまして、これについて政府
は、いかなる考えをお持ちになつてお
りますか、一應承つておきたいと思ひま
す。

○山口(終)政府委員 まことにごもつ
つた記事掲載し、その書かれた人に
対してどういふ救済手段があるかと申
しますと、從來正誤に関する規定が相
当活用されたのは事実であります。今
後は被害者の方からも積極的に新聞
倫理の向上のために努力することが望
ましいと思つてあります。すなわち
よし新聞紙法が廃止されましたも、被
害者から新聞社に対して正誤掲載の請
求は、法律上許されなくなるというも
のではございませんから、進んで正誤を
請求いたしましたも、それがいれら
れなかつたならば、裁判所に名譽毀損
の訴えを提起し、さらに不法行為によ
る損害賠償の請求を求めるといふ強硬
な手段をとる必要があるものでありま
す。從來わが國では、新聞社に対し
して、とかく泣き入りというやうな弊
風がありました。今後國民は、正し
い自己の權利、個人の尊嚴を擁護する
ために、あくまでも戦ひ抜くという心
構えが必要だと思つてあります。そ
のためには、新聞社側が少しでも、い

わゆる切捨て御免の氣持を起す余地の
ないやうに、國民の側からも仕向けて
行かなければならないと存する次第で
あります。

○若林委員 ただいまの御答弁は、ま
ことに私たちの氣持をそのまま表明し
てくださったと思ひます。道義的にす
べての者が同じやうにわれ／＼の自由
を守り合ひ、公共の福祉を守り合は
うとする心持に出るならば、今の氣持も
そのまま率直に受入れることができる
のであります。残念ながら切捨て御
免といふことになつておる。ねこを荷
頭に出したのではなしに、猛虎をおり
の外に出して、市中を駆けめぐらすと
いうか、触るものをおかみ、当るもの
を倒すといふ行き方になるおそれが多
分にあるのであります。出版に關係す
るところの者も自肅し、われ／＼も出
版法及び新聞紙法などが廃止されま
しても、今のやうな救済方法が嚴然と
してあるといふ、この權利を持つてお
るといふ自覚をも、ひとつ促さなけれ
ばならぬと思つてあります。いかに
言論の自由が野放しにあるという國會
においても、懲戒という嚴然たる処分
が講ぜられるのでありますから、その
点万全の措置を講ぜられるより希望し
てやまないものであります。

次に、先ほど政務次官から御説明が
あり、お氣持を吐露せられたのであり
ますが、今日街頭に氾濫をいたしました
ります幾百千の出版物をながめました
とき、日本の國情をおの氾濫せる諸出
出版物によつて察知いたしますとき、お
そらく國家の現状を嘆くのは、私人
ではあるまいと考へるのであります。
出版法、新聞紙法が廃止されたのを機
会に、いわゆる取締りがなくなつたと

いふことによつて、よりよき性質の、
あるいはよりよきものが市中に出て來
るやうに、われ／＼も努力をいたした
と考へておるのであります。政府
といつたしまして、この点に対する対策
を放つておくわけにはいかぬと思つた
のであります。先ほどお話になりました
やうな事情もあると思つてあります
けれども、まだ、國民自身が、悪い
ものは買わず、よいものを育てて行く
といふ讀書力を持つておらぬのであり
まして、皆の文化が高まつて來れば
つかはよくなるという一つの見方もあ
るのであります。學問のあるなしに
かかわらず、この出版物に対しては、
一種の幻惑を感じるのか、嘆かわしい
結果になつております。この間も宗教
のことに関して、邪教と正教との區別
はどこにあるかといふ話が出たのであ
りますが、邪教といふものは、頭があ
る者は、學問のある者は、それには引
きつけられないといふ結論が一應出る
と思つてあります。現実から言え
ば、いわゆる邪教と思はれるやうなも
のに、相當の學力を持ち、人格を持ち
しておるやうな人たちが引きつけられ
まして、後日になつてほぞをかむとい
ふ現象になつておるのであります。そ
ういふ意味において、猥褻なる出版物、
特に社會教育に妨げになるやうな出版
物に対する対策は、いかにいかに考へ
になつておるか。先ほどの御答弁より
一步も出ない御返事しか伺へないかと
思つてあります。もう一度、念の
ために承つておきたいと思ひます。

○柏原政府委員 出版が自由になりま
して、雑多な雑誌、出版物が出てお
りますが、行政官廳としましては、内容
のよしあし、道義の程度ということに

ついで、現在の法律等ではこれにタツチできないことになつておるのでありますが、ただ文化向上のために、價値ある藝術とか、宗教とか、あるいはまた音楽とかいう高度な社会教育をして、大衆の道義観念が自然に向上するような方法をとる以外に、行政廳としてはいかんともしがたい。民衆自身の自覚をまつほかに方法はないので、社会教育を通じて道義の高揚をはかるより道がないと思ふのであります。あまりひどいのは、現在でも刑法に猥褻罪があつて、刑法上の手続をとりまして、裁判所が決定するという最後の一線は残つておりますが、これとても限界が非常にむづかしいのであります。書きこなしから、あまり露骨なやつは取締りができましようが、実に文士が筆まめに上手に書き表わしましたら、実質的には猥褻なものであつても、そこは藝術でカバーして、うまくやりますので、結局は取締りというより、價値の問題、思想の問題になるのであります。この思想内容に關しましては、完全な思想の自由を許されておる今日、法的に新憲法で取締るということはできぬと思ふのであります。簡單でございますが、お答えをいたします。

○書林委員 御趣旨まことに同感なのであります。私たちが國民の一員として、いかにわしい出版物が市場から姿を消し得るよかに、國民お互いに道義の高揚をし、社会教育の万全を期し得ますよう、社会教育方面においてあるいは宗教方面において、一般の活動を奨励することを希望いたしましたして、一應私の質問を打切ることになりました。

○上村委員 ちよつと議論めいたことになるかも知れませんが、すでに憲法が發布になつて、出版の自由があり、言論の自由がある。そして新聞紙法というものにかかわるプレス・コードというものができておる以上、今日までこの新聞紙法、出版法は完全に効力が生じておるから、これを廃止する法律をこしらへるといふのであるか、それとも憲法がすでに出版の自由、言論の自由を認めて、そしてまたそれにかかわるプレス・コードができたから、いらなくなつたものであるから、念のため廃止する法律をこしらへるといふのであるかどうか、この点をちよつとお伺いしておきたいと思ふます。それはどうしてかという、私どもは憲法を基準にものをしやべりたいし、憲法を基準に行動して行かなければならぬと思ふ。現にすでに文書の出版、頒布、こつくりものが自由であるとすれば、古い刑法や單行法にどんなことがあるうとも、それはその部分に限つては無効でなければならぬ。たとえば刑法で猥褻の文書といへば、猥褻の程度にもいろいろあつて、また猥褻といふことについては、おの／＼見る人によつて、どの程度が猥褻で、どの程度が猥褻ではないかぬといふようなことはあるとしまして、とにかく憲法によつて文書の出版、頒布が自由である以上は、この猥褻の文書を発行し、陳列するといふことは罪にならないわけでありませう。従つてわれ／＼は、この刑法の規定が成文をもつて廃止せられなくても、この規定は大部分効力を失つておると思ふのです。人民の文書の発行の自由、あるいは頒布の自由は、憲法によつて確保されており、古い法律にど

んなことがあろうとも、それに關係なく文書の発行、頒布の自由といふものがあるわけでありませう。でありますから、あるいは今の御質問の方と反対の方向へ行くかもしれないが、その点をはつきりしておいていただいて、新聞紙法といふものは、もう役に立たなくなつたんだが、それを廃止する法律といふものをこしらへなければならぬといふのか、今効力を生じておる、だからこれを廃止するといふのか、そういうようなことをこの際承り、そうして日本のあらゆる文書に關する制限の規定を、この際新聞紙法を廃止すると同時に、政府はどういふふうに位置されようとし、解釈されようとするかと思ひます。

○山岡(好)政府委員 他の部分の御質問に對してお答えいたします。なるほど上村さんの御説のように、これは實質的には無効な法律といふことに相なると思ふのであります。ただ無効な法律でも形式的に存続しておつた形になつておりますので、形式的にこれは今回廃止をいたすといふことに相なつた次第だと思ふのであります。

○上村委員 そうすると、無効になつておるものを念のためこれをはつきりしておくといふのがこの廃止法律案だ、こつくりわけですね。

○山岡(好)政府委員 御説の通りであります。

○上村委員 そうするとそれは憲法の條章に反しておるから、ということになるわけですね。

○山岡(好)政府委員 それは關係當局からの覺書によりまして、すなわち一九四五年九月二十七日附の覺書によりまして、さういふ解釈になると思ひます。

○横大隈閣員 終戦の年の九月二十七日付の連合國軍司令官からの指令の第一項に、日本帝國政府はただちに新聞及び通信の自由に対する平時並びに戦時における制限諸法令施行の手続を即時無効なとしめる措置をとることを要するといふ命令が出ておりました。これはもちろん新憲法制定前の命令でありますから、これによつてやつたわけでありませう。

それから追加して補足的に申し上げますが、先ほど憲法の言論の自由に関する規定によつて、それ以外の法律の中で、言論出版の自由に関する規定があつたら当然無効ではないかといふお尋ねがございましたが、ただいまのところ政府の考へておりましたは、一般に言論の自由、思想の自由を抑圧する法律をつくるのができないのは当然であります。それ／＼の單行法におきまして、別個の特別の必要から、言論あるいは出版の自由をある程度抑制することは必要と認められます。たとえば少年法におきましては「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本入であることを推知することができような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」これは年若い少年のことを新聞に書きま

すと、それが本人の将来を傷つけるといふ意味から特別に終戦後昭和二十三年にできた少年法の中にそういう規定がござります。

それから薬のものを取締る薬事法といふものが昭和二十三年にできておりますが、これの第三十四條に、「何人も、この法律に基いて製造する医薬品、用具又は化粧品の名稱、製造方法、効能、効果又は性能に關して、虚偽又は誇大な記事を廣告し、記述し、又は流布してはならない。」これは薬の廣告について誇大な記事を書いてはならない、これも間接に出版の制限になるわけでありませう。

それから証券取引法と申しまして有價証券の取引に關する法律があります。この第二百條におきまして「公示若しくは頒布する目的を以て有價証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者」有價証券についてこのことを書いた出版物は取締るといふ規定がござります。

それから衆議院議員選挙法は、御承知の通りある程度選挙の必要上言論出版の自由を取締つておられますが、このいふものは私どもは一般的な言論出版の自由の抑圧ではない。こう考えて終戦後でございました法律にも今若干申し上げましたような事柄もあることをちよつと補足的に申し上げておきます。

○上村委員 常識的に見てそれはごもつともですが、とにかく民主主義の憲法というのに対して、最も尊重すべき一つは言論の自由、文書の自由といふことを、國民がおぼろげながらこれを信じているわけですから、ところが憲法にそういう規定があるにかかわらず、あつちへ行つてはこういう制限だ、こつちへ行つてはこういう制限だ、そしてそれが当然であるかのごとく私どもも突見しているものであります。それと一体言論の自由、出版の自由といふものはどこへ行つておるかといふことを嘆かざるを得ないようなことがあるわけですから、それから最も言論の基本的なものが新聞紙法、出版法ですが、それ以外にも今いろいろの制限がありますから、これは結局政府では憲法のどれによつてどういふ建前からそういうことになるか。われわれが問題にするのは猥褻な文書ですが、この猥褻な文書といつても、これが全然死んでしまつてゐるか、生きてゐるか。生きてゐるとすれば、これはちよつとしたものでも見方によつては猥褻の文書として罪を着なければならぬ。ですからそういう点から申しまして、政府はこの際出版法もしくは新聞紙法を廃止して、言論の自由を尊重して下さるといふことはけつこつな事なんです。同時にほかの制限があるならば、これはどういふわけだからこうしなければならぬといふことを明らかに示す必要があると思つて、少くも今日の連合審査会において、このよりの廢止法律案を出す場合には、それらの点もわれわれに納得のいきるよう説明をしておいていただきたい。その法律の立法の根拠を伺いたい。

○山口(好)政府委員 答へたいと思います。御説の通り憲法におきましては言論、出版その他の自由をはつきりと規定いたしております。その建前のもとに今日新聞紙法、出版法の廢止ということをごこでいたす次第であります。が、関係当局におきましては、新憲法の公布になります以前に、すでにこの措置をとらねばならないといふので、先ほど横大路君からも説明されましたように、終戦の年の九月二十七日にすでに覺書を出しまして、その第一項で、ただちにそういう処置をとるようになすなわちこの言論とか出版とかいふもの自由を阻害するやうな法律はこれを廢止するやうに、こういうやうな指令があつたわけでありませう。その後におきまして新しい憲法が公布されました。これにははつきりその点をうたつております。やうな次第でありまして、憲法のどの條章によつてその自由が認められるかといふことははつきりいたしております。しかして、ただいま仰せられました猥褻とか名譽毀損とかいふやうなことで、いろいろ制限を受けるお申しますが、これは刑法の部に屬します。あつて、あまりに弊害があつて公共の福祉を著しく害するやうな場合には、もとより刑法でこれを取締らなければならぬわけでありませう。でありますから、憲法の規定するところによつて、廣く一般的にその自由は確立されたわけでありませう。ただ猥褻とか名譽毀損とか、そういう刑罰的ない一般の公共福祉を阻害するやうな程度がはなはだしく、法律に觸れます場合には、その点においてこれを取締る、こういうことに相なりませうので、さう御了承願ひたいと思つておきます。

○渡部委員 ただいま上村君が言われたことは一見小さい議論のように見えますけれども、しかしこれは思想、または理念の見地からいへば、根本的の問題だと考へるわけですから、つまりこの法律が廢止されるということは、この説明の中で昭和二十年九月二十七日の連合軍最高司令官の覺書によるといふことであります。ただそれだけではありません。従つて今廢止されるというのは、そういう覺書が出たから當然廢止されなければならぬといふ見地に立つてこの法律案ができたのであります。ところが今すでに憲法はいうまでもなく実施されてゐるのであつて、従つてわれわれは憲法においては完全に言論出版の自由を保障されておるのであります。今廢止されるならば、政府としては當然この理由の中にはつきりと憲法が言論出版の自由を保障してゐるといふ文句を挿入されて、今日政府が意圖されてゐると稱せられる趣旨をさらに憲法によつて基礎づけられることが必要ではないかと考へるわけでありませう。そう考へる次第は、特に皆さんも御同様に、議会の言論さえもある問題については非常な制約を受けておる。これは日本の國會として恥辱だとわれわれは考へるわけでありませう。日本の國會がほんとうに眞実を語り、日本がどのような状態に置かれてゐるかといふことを國民に訴へ、議員であるわれわれも自覚して、その立場から國政を十分に審議しなければならぬといふ場合にわれわれは非常に多くの制限をお互いを受けておるのであります。こういう点をわれわれはやはり日本人として、ことに日本の國會の權威の上から言ひまして、どうしても除去し行くための努力が必ずであると思つておるわけでありませう。従つてこういう機会にわれわれは憲法によつて完全に言論出版の自由を保障されておるのであるから、こういうものは廢止しなければならぬのだといふ点

をつけ加えられて、單に國民の前だけでなくて、内外に対して日本の國會の權威を、日本人としての基本的人權を守る意味からいふことを明らかにさせる必要があるんじゃないかと思つておるわけですが、この点についての政府の御見解はどうですか。

○山口(好)政府委員 ただいまの御意見まことにごもつともだと思つておられます。実は提案理由の中には直接に憲法の條章によりといふことは、申し上げませんでしたが、終戦後における司令部からの覺書に基いて云々と先ほど申し上げましたその中には、當然憲法の規定に基くことも含んで実は御説明いたしました氣持でありますので、提案理由の中にやはり憲法によつて認められたこの言論出版の自由といふことが、この廢止法案を出しました基礎と相なつておられます。われわれも認めておる次第であります。いな、むしろそれが基礎になつておるといふことを申し上げたいと思つておます。

○渡部委員 政府の御答弁は、その氣持までも表現いたされた点では非常に、われわれ賛意を表するものであります。が、しかしせつこつそのお氣持から今日の法律を廢止する法律案が出ておるとしますならば、そのことを公然と説明書の中にも、規則の中にも、あるいは場合によれば、この委員會としての聲明においてすらも明らかにしまして、政府がいかに言論、出版の自由を保障するものであるかといふ点をはつきりさせることは、國民の自主性と矜持を國民自身の中から高めて行くものであつて、將來の日本國民を自主的な日本國民にして行くために

は、ぜひとも必要と思われますので、
こういう点について、できるならば本
委員会が政府のその説明を取入れたよ
うな、はつきりした態度を決定すべき
ものと考へるわけであります。これは
単に政府に対する要望だけではなく
て、当適合審査会に対する要望である
ことをつけ加えて私の發言を終りま
す。

○上村委員 もう一点——今渡部氏に
私の説明を補助してもらつてはつきり
しましたが、やはり私も、実は法
律家ですけれども、新聞紙法、出版法
など廃止されておつたと思つていた。
ところが、この法案を見て、実は驚い
たわけなんです。ところが、これは私
どもから見ると、憲法から来ていなけ
ればならないという常識をもつて判断
しておつたのが、この理由にはそれが
ないから質問したわけなんです。ぜひ、今
渡部氏が言われたように、今ごろ証文
の出し遅れみたい、昭和二十年九月
二十七日の最高司令官の覚書でこれを
廃止する、それでは日本政府は一体意
慢ではないか、三年も四年もたつてか
らこんな法律を廃止する、しかも、そ
のときの命令で廃止するんだというよう
な不見識な、それだけの言葉では國民
は納得できないと思ふ。こういう点に
おきまして、やはりわれわれは民主主
義の憲法下、すなわち言論の自由、出
版の自由ということになつたものだけ
ら、それによつて念のため、あらた
めてこの法律案を出すというようにし
ないと、議会の権威というものはどこ
にあるかと言われてもしかたがない。
くだいようであります、この廃止の
理由につきましても、憲法の條章を高
く掲げて、それを理由にもらいた

いということ念のためにつけ加えて
おきます。
○花村委員長 さきに留保せられた松
本七郎君の質疑に対して、特別審査局
長の吉河光貞君がお見えになりました
から、同君の質疑をお願いいたした
と思ひます。
○松本七郎委員 言論出版の自由を確
保するための障害となる法律を廃止す
るという趣旨には、全面的に賛成で
ございませう、ただ他の法令等別の面
から、今度それを抑圧するような危険
はないかというような疑いがあるわけ
であります。そう申しますのは、本年
の四月に政令第六十四号として出ま
した團體等規正令の第九條に規定して
おるところによりますと、政令だとか、
あるいは協会その他の團體で「機關誌
紙を刊行したときは、その代表者又は
主幹者は、刊行の日から二十日以内に
その一部を主たる事務所の所在地の都
道府縣知事に、その二部を都道府縣知
事を経て法務総裁に提出しなければな
らない」と、こういう規定がありま
す。そこで、こういうことになりますと、
つかくこの新聞紙法を廃止しても、新
聞紙法の二十三條のものとの例の檢閲制
度というものがまた復活されるのでは
ないかというような疑いを生ずるわけ
であります。この点もはつきり御説明
願つておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 御質問の趣旨は非常
に、ごもつともな点もあるわけであり
ます、團體等規正令第九條の機關誌紙
の届出は、その根本として團體公開主義
に基いておるものであります。御承知の
通り同令第七條には政治的な團體はそ
の名称、目的、主たる事務所の所在地、
役員、有力な財政援助者または構成

員等を届出なければならぬことにな
つておるのであります、この團體公
開主義をさらに一層その趣旨を全から
しめるために、この種の團體が機關誌
紙を発行した場合に、これを届け出
て、團體公開の趣旨を全からしめる。
なるほど諸團體が届け出ます機關誌紙
そのものを、一般國民に公開するとい
う規定は現われておりませんが、事実
上閱覽者に対しては、届出事項の
ほかに、その求めによりまして、つと
めてその機關誌紙をも公開して、團體
の内容を國民一般に公開して、健全な
の民主主義國家の育成をはかりたい
というのがこの九條の趣旨であります。
新聞紙法の十一條には、発行と同時に
納本せよというような納本制度が規定
されておられます。なお御質問の通り檢
閲、差押えの制度まであります、新
聞紙法の建前とは根本的に異なる趣旨
で規定されておるのでございまして、
この運用につきましても、このたびの
規正令の第一條の第二項に、できる限
り國民は基本的人権を阻害しないよう
にこれを運用しなければならぬとい
うことが規定されておられます。この運用
につきましても、十分に注意して運用
して行きたいと思つておる次第でござ
います。

○花村委員長 よろしゅうございま
す。——それでは石川君。
○石川委員 先ほど政府委員の御説明
を聞いておりました、憲法で言論の自
由、出版その他一切の表現の自由はこ
れを保障するとしておられるけれども、公
共の福祉のためにお制限することも
やむを得ないというところをおつしや
つたのであります、公共の福祉のため
に基本的人権を拘束することができ

るといふ一つの御論拠を伺いたと思
ひます。それは憲法の九十七條に「これ
らの権利は、過去幾多の」云々と書い
ておられて、「永久の権利として信託
されたものである」といたしまして、
基本的権利として憲法に掲げましたも
のに対する拘束は容易でないものであり
ます。もし公共の福祉という觀念のも
とに基本的権利を拘束し得る、ないし
は制限し得るものだとするならば、こ
れは容易でないと思へなければならぬ
のであります。この点はずきりとお伺
いをして、まず第一点は、憲法第二
十一條は憲法上にいう基本的権利でな
いかどうか。基本的権利であるとした
ならば、公共の福祉がこれを制限し得
るものであるか。九十七條との関係は
どうなるかということをお伺いしたい
と思ひます。

○拍原政府委員 基本的人権の非常に
重要なことは御説の通りであります。
て、私も同様に考へるのであります。
基本的人権と申しましても、他の基本
的人権を阻害するようになつたことにな
つた場合に、初めて公共性というものが
生れて来るのであります、社会は
大勢の人が集まつておるのであります
から、基本的人権が並んでおるわけで
あります、それが他の基本的人権を
阻害するといふ場合には、ここに公共
の福祉という考へ方が当然生れて来る
のであります。たとえて申しましたら、
私の申しましたのは、公共の福祉とい
ふ一つの全体的な考へで、基本的人権
にある程度大きな制限を加えるという
ような、基本的人権を破壊するような
公共の福祉の尊重の仕方ではないので
あります、引合に出しました例は、
風俗を乱すとかいふことになりま

すと、どんな絵を書いてもいい、どんな
小説を書いてもよろしい、おれは自分
の個性のままにやつておるんだ、ここ
まで基本的人権が行きましても、他の基
本的人格を傷つけるかっこうになりま
すと困るものですから、憲法の問題は
大体公共の福祉というねらいからい
ろんな箇條ができておると思つてお
ります。そういう点で基本的人権は万
能ではあるけれども、ある程度の制限
がおのずから生れて来る。その制限と
いうことに重点を置いて、全体主義的
な考へ方が伸びて個人的人権を破壊す
る、そこまで行きますれば行き過ぎで
あります。そういう意味において基本
的人権は尊重されなければならぬけれ
ども、基本的人権の個性がまた無制限
に動いて、いとも考へられぬと思つ
ておられます。憲法のことではありま
す、詳しくこまかくは書いてないけれ
ども、大体のねらいをわすれず百條規
定したのでありますから、大体のねら
いというものが、憲法の書き方であり
ます。従つて憲法の書き方として、は
百條でありますから、解釈が多様多
様におかれておると思つておられます。
そういう意味で、私の申しましたのは、
基本的人権を制限する資格のある公共
の福祉、こういう全体主義的な考へで
言つたのではないのであります、基
本的人権は尊重されるべきものである。
しかしある程度の公共の福祉という観
念なしには一つの憲法も成り立たぬで
はなからうか、こういう考へから申
上げたのであります。

○石川委員 公共の福祉の觀念のきめ
方が非常に憲法の方でも困難でありま
す。御同様の点になつて来ますと、
非常に苦しくなつて来るのでありま

○石川委員 公共の福祉の觀念のきめ
方が非常に憲法の方でも困難でありま
す。御同様の点になつて来ますと、
非常に苦しくなつて来るのでありま

○石川委員 公共の福祉の觀念のきめ
方が非常に憲法の方でも困難でありま
す。御同様の点になつて来ますと、
非常に苦しくなつて来るのでありま

す。しかし政府委員の言うように二十一条にありますが基本的人権の中には、私たちの考えをもつては立法をもつてはおおむねからざるものがあり得ると思う。あらゆる場合において基本的人権を尊重しなければならぬだけに、人間社会は発達して来るといふ考えを持つておるのであります。今猥褻な文書等が横行しておるのを見まして、憲法の二十一条を考へ、九十七條を考へての私たちの氣持といふものもここに有る。公共の福祉のために基本的人権を擁護しなければならぬといふことは認めなければならぬと思ひます。十三條においては、公共の福祉に反しないように、けれどもそれは最小限度において法律がこれを拘束すること以外に拘束しないという規定は有るのでありますけれども、しかし政府として公共の福祉という觀念をもつて基本的人権を縛るやうな場合においては、よほど慎重に御考慮を煩わさなければならぬ。それでなければ公共の福祉がやがては全体主義といふことになる。全体主義がいか悪いかはまたさらに考へなければならぬのでありますけれども、昔のように、全体主義が軍國主義に利用されることがあつてはいけないのでありますから、この場合においては十分御留意願いたいた。

が異なつておるのかをお聞きしておきたいと思ひます。
○柏原政府委員 前のお説に對しまして、憲法十二條には今の公共の福祉と基本的人権の關係もある程度明示してあります。憲法第十二條には「憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」といふふうにして書いてあります。公共の福祉によつて個人を破壊して、全体主義を持つて行こうといふ考へでないことは憲法の上にも明示してありますし、政務次官の立場としても、公共の福祉を強調すると全体主義になるじやないか、こゝう申されるのであります。こゝう申す押えつけるよゝうな意味で言つたのではないのであります。憲法上にも、これは明記してあります。政務次官が言つたから特にけしからぬといふものでもなからうと思ふ。立場によつて言葉の使い方がいかぬといふ考へ方は、もうすでに私は古いよゝうな感ぜがいたします。

ゆる刑罰そのものが高められたといふ意味でありまして、罪そのものの猥褻の意味がかわつたといふのではないのであります。
○今野委員 先ほど松本君と同様の質問をして、まだそのお答えを得てなかつたのであります。大体松本君の質問に對する政府委員のお答えで、おおよそのことは了承いたしました。念のためなおおつと伺ひしておきたいと思ひます。それは元來新聞紙法を廢止することによりまして日本の商業新聞は全面的に自由になるといふことが、これは從來でもあつたのであります。しかしその内容についてはよぶよぶに考へてみまするに、元來日本の新聞といふものは、世界に非常に特殊な地位を占めておると思ひるのであります。たとへば、アメリカにおいては一九四六年三月現在の数字であります。新聞紙の總發行部数は四千八百七十五万部であります。新聞社の数は大体二千二十社といふふうになつておりますが、それに対して日本では新聞紙の發行部数はその半分よりちよつと下の二千万部であつて、しかも新聞社の数は百五十四社といふふうにして十分の一以下でございます。従つて一社當りの發行部数について見ますと、アメリカにおいては平均二万四千であるのに対して、日本においては十二万九千といふふうになつておる。しかもこの百五十四のうち大多数のものは小さいのであります。ごく少数のものが特に大新聞社といわれるものであります。従つて言論は完全に自由であります。事實においては、その数社の言論が非常に重きをなすといふことは、これは

國民の常識でございます。従つて私も法律の上で言論が自由にされておることにはけつこりだと思つておる。同時に實質的には、その数社の新聞社の意向によつて輿論が強力に指導されることがあります。これに對する手段といつたしましては、戰後特に日本の社會が民主化の道を進み続けるのに際して生れた各種の民主的な團體、政黨、こゝういふもの活動が非常に大きな役割を占めることは言ひまでもございませぬ。これが輿論を十分に指導しなければならぬことになるのであります。しかるに四月四日に政府は政令をもちまして、新しい憲法においてはつきりと認められておる結社の自由に對する制限を意味するよゝうな團體等規正令といふものを出しました。このこと自身が國會が開會されておる際に、それがなされておることは、私もはつきりと憲法に違反した行爲ではないかと考へておるのであります。特に出版、新聞に關する点については申すなら、その中でさつきよゝうな届出についての制度がやはりあるといふこと、これは直接には檢閲ではないとして、大いに民主的な團體の活動に制約を加えるものである。こゝういふふう考へるものであります。その点や、先ほどの御意見もありましたが、これははつきりと取除くべきである。私ももちろん團體等規正令そのものを廢すべきであると思つておる。特にその中の出版、新聞に關する條項を即刻これととも取除くべきである。こゝういふふう考へる次第であります。政府の御意見をお伺ひしたいと思ひます。

○吉河政府委員 御質問の趣旨に簡單にお答えいたします。團體等規正令は、御承知の通り勅令百一十号をもつて改正したものであります。この勅令百一十号及び團體等規正令は、いづれも連合國最高司令部が日本政府あてに發した一九四六年一月四日付の覺書によるものであります。現下のわが國といつたしましては、この覺書の趣旨を実現せざるを得ない立場に置かれておるのであります。そのよゝうな事情をもちまして、勅令百一十号が公布施行され、さら

に今般連合國最高司令部の口頭の要求によりまして、これの全面的な改正として團體等規正令がポツダム政令の形式をもちまして公布施行された。團體等規正令によりまして、初めて結社の自由を制限したのではございませぬ。勅令百一十号によりまして、すでにこの制限が置かれておるのであります。またこの政令の内容が日本國憲法に違反するやいなやの御質問に對しましては、先般法務總裁が當國會におきまして御発言になりました通り、憲法違反なりやを論議する余地のない筋合いのものであると思つておるのであります。また團體等規正令に對しては、第九條の機關紙届出につきましては、先般御答弁申し上げました通り、これはあくまで、團體の國民公開主義を徹底するものであり、いよいよも政治的な活動をする團體は、その内容を國民に公開して、國民の理解のもとに民主的な活動をされ、もつと日本の民主的な再建を達成するよゝうにす

て、決して出版の自由そのものを抑圧するために置かれた規定ではないのであります。従ひまして御質問の通り、

るのが建前になつておるのであります。決して出版の自由そのものを抑圧するために置かれた規定ではないのであります。従ひまして御質問の通り、

これが運用につきましては、國民・個人的基本的な人権をでき得る限り阻害しないように運営する考えでありますので、御了承願いたいと思ひます。

○今野委員 ただいまの説明のうち、前半につきましては、何か憲法を超越したものであるというふうなことであり、また後半の九條の説明におきましては、これこそが團體の公開主義を徹底せしめるためのものであるというふうで、何か矛盾を感じる。あとの方からいえば、これはむしろそれがためになるものだというふうに聞えるので、非常に矛盾を感じるように覺えるのであります。私は願わくばその後者のようなことがわれ／＼日本國民の必要に基いてなされておるといふふうになりたいと思ふのであります。従つてこの團體等規正令というふうなものがかりに必要であるとすれば、それは國會が開かれておる際でもあるし、それが當然國會において論議され、その上で成立すべきである、こういうふうな考へるのであります。なお念のために申し添えておきたいと思ふのであります。この九條による規定のようにな、そういう團體公開主義というふうなものは、当然これは政府の命令によつて行われることは恥である。それはむしろ各團體の自発的な氣持からそういうふうにならなければいけない。それでない以上、その意思に制限を加へ、これに圧力を加えて、それによつて初めて公開主義がなされる、こういうふうであつては、民主日本というものはいつまでたつてもでき上らない、こういうふうな考へるものであります。その点については、いかがお考へになりますか。

○吉河政府委員 國會開会中である本年四月八日に、しかも政令の形式をもつて、かような重大な法規が公布施行せられた点につきましては、御質問でありまして、こもつともなごと思ひます。しかしこれは連合國最高司令部より、ポツダム政令をもつてこれを公布施行することが口頭をもちまして要求せられたのであります。かような事情からして、前の勅令百一号がポツダム勅令をもつて施行せられたと同じ意味合いから、これをポツダム政令として公布施行したのであります。また團體等規正令全体は、この間申し上げた通り、これが日本國憲法に抵触するやいなや論議の余地のないものであります。その個々の規定の運用実施につきましては、現在の日本國憲法によつて認められた個人的基本的人権をでき得る限り抑圧または侵害しないように運用して行くのが、また私どもの立場でもあると考へておるのでございませぬ。また國民が個人として自発的に團體公開主義の趣旨に協力されることは、実に望ましいことでもあります。他面政府の立場からは第九條のような規定を設けまして、これを奨励するということもまた必要であると思へておるわけでありませぬ。

○花村委員長 ほかに御質疑はありますか。——他に御質疑がなければ、本日の連合審査会はこれにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

昭和二十四年八月十日印刷

昭和二十四年八月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局